



## パラメータ発明の記載要件に関する「韓国特許・実用新案審査基準」の改訂 (2020年12月14日施行)

### 1. 審査基準におけるパラメータ発明の定義

パラメータ発明は、物理的及び/または化学的特性値について、( i ) 該当技術分野において標準的なものでない、又は慣用されていないパラメータを、出願人が任意に創出し、又は、( ii ) これら複数の変数間の相関関係を利用して演算式でパラメータ化した後、発明の構成要素の一部とする発明をいう。

### 2. 改訂理由と改訂内容の概要

#### 区分

#### 改訂理由と改訂内容の概要

発明の説明(実施可能要件)  
(特許法42条第3項第1号)

(理由) 出願人がより充実した発明の内容を公開するように誘導、関連特許技術の活用の活性化  
(内容) 発明を容易に実施できる要件の明確化と関連判例の提示、記載要件を満たさない4つの事例を提示

特許請求の範囲のサポート  
(特許法42条第4項第1号)

(理由) 公開していない発明にまで特許権が付与されることを防止  
(内容) 発明の説明にサポートされていない具体的な2つの事例を提示

## ” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。